

# 認証基準に係るチェック表

## 1. 利用者の感染症防止

### (1) 入店時

(利用者の発熱等)

- 施設入口には、発熱（例えば平熱より1度以上）や軽度であっても風邪症状（咳やのどの痛みなど）、嘔吐・下痢等の症状がある場合は、入場をお断りさせていただき旨を掲示している。

(消毒液の設置)

- 施設入口や施設内には手指消毒用に消毒液を設置している。  
(消毒設備の内容)
- ポンプ式アルコール消毒液
  - その他 ( )

(注意喚起)

- 以下のような注意喚起を全て行っている。
- 飲食時以外のマスクの着用
  - 定期的な手洗い・手指消毒
  - 咳エチケットの徹底

(入場制限)

- 飛沫感染・接触感染を防止するために十分な間隔をとることが重要であることを利用者に理解していただき、施設内が混み合う場合は入場を制限している。

(順番待ち等の対人距離)

- 順番待ち等により列が発生する場合は、各人が最低1m以上の間隔を空けるように誘導などを行っている。  
(具体的な方法)
- 床に間隔を示すテープを貼る
  - 注意喚起の案内表示
  - その他 ( )
- 順番待ちが施設外にまで及ぶ場合は、従業員が間隔を保つよう誘導するか、または整理券の発行などを行っている。  
(具体的な方法)
- 従業員が誘導を行っている
  - 整理券を発行している
  - その他 ( )

(エレベーター)

- エレベーターあり                       エレベーターなし  
 エレベーターがある場合に乗員人数制限等を行っている。  
(主な1基について記載してください。)

乗員定員：                                      人                      乗員制限人数：                                      人

(具体的な方法)

- 重量センサーの調整による制限  
 床に間隔を示すテープを貼る  
 注意喚起の案内表示  
 その他 (                                      )

(送迎車)

- 送迎車あり                                       送迎車なし  
 乗車人数制限等を行っている。  
(主な1台について記載してください。)

乗車定員：                                      人                      乗車制限人数：                                      人

(飛沫防止)

- 送迎車がある場合は、送迎車の運転席と後部座席を仕切るため、アクリル板・透明ビニールカーテン等を設置している。

## (2) 客席へのご案内

(グループ間の対人距離)

- グループ間の対人距離の確保を行っている。

(具体的な方法)

- グループごとの個室にご案内している。  
 グループ間が、相互に対人距離1m以上確保できるように  
テーブルを配置している。

(最短距離：                                      )

- テーブル間にアクリル板、透明ビニールカーテン、パーティション等を  
設置している。  
 その他 (                                      )

(カウンター席)

- カウンター席は密着しないように適度なスペースを空けるか、カウンターテーブルに隣席とのパーティション等を設置している。

(グループ内の対人距離)

- グループ内の対人距離の確保を行っている。  
※少人数の家族、介助者が同行する高齢者・乳幼児・障がい者等が対面での着座を希望する場合を除く。ただし、他グループとの相席は避ける。  
(具体的な方法)
  - 真正面での着座配置をせず、座席の間隔を1 m以上確保できるように配置している。  
(最短距離： )
  - テーブル上にパーティション等を設置している。
  - その他 ( )

(密集の防止)

- 同時に多数の人が集まらないような工夫をしている。  
(具体的な方法)
  - 予約制の活用
  - 滞在時間の制限 (おおむね2時間程度を目安)
  - その他 ( )

### (3) テーブルサービスとカウンターサービス

(テーブルサービス)

- テーブルサービスで注文を受けるときは、利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保している。
- 利用者が入れ替わる都度、テーブル・カウンターを消毒している。

(カウンターサービス)

- カウンターサービスは、可能な範囲で従業員とカウンター席との間隔を確保している。
- カウンターで注文を受けるときは利用者の正面に立たないように注意し、対人距離を確保している。
- カウンターでは、利用者と従業員の会話を想定し、従業員のマスク着用のほか、仕切り等を設置している。

(大皿料理への対応)

- 大皿盛り・鍋料理・盛り合わせ料理の提供において対策を行っている。  
(具体的な方法)
  - 個別に提供している。       従業員が取り分けている。
  - その他 ( )

(ビュッフェスタイルへの対応)

- ビュッフェスタイルでの提供において対策を行っている。
- ビュッフェスタイルでの提供はしていない。

(具体的な方法)

- 利用者の取り分け時の対策(※)を徹底している。
- 小皿に盛って提供している。
- 従業員が取り分けている。
- その他( )

※利用者の取り分け時の対策として以下の全てを実施していること。

- 一回の料理取り分けごとに新たな小皿を使用する。
- 飛沫がかからないようにカバーを設置するなど食品・ドリンクを保護する。
- 取り分け時はマスク、使い捨て手袋等を着用する。
- 取り分け用のトングや箸を共有しない。

(注意喚起)

- 以下のような注意喚起を全て行っている。
  - お酌や回し飲み、スプーンや箸などの食器の共有、使い回しは避ける。
  - 施設内 BGM の音量を低減させ、大声での会話を避ける。
  - 施設内の一箇所に利用者が集まらないように留意する。

(個室での対応)

- 個室の十分な換気を行っている。       個室は該当しない。

(喫煙スペース)

- 喫煙スペースあり       喫煙スペースなし
  - 喫煙スペースの利用制限を行っている。  
(主なものについて記載してください)  
広さ： \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>      利用制限人数： \_\_\_\_\_ 人
  - 人と人との距離を保つなどにより、3つの密を避けるよう注意喚起を行っている。

#### (4) 会計処理

(食券販売)

- 券売機は定期的に消毒している。       券売機は該当しない。

(レジ等での会計処理)

- レジ等での対面接客時に、アクリル板、透明ビニールカーテン、パーティションなどを設置している。
- 支払い時の感染症対策を行っている。  
(具体的な方法)
  - コイントレイを介した受け渡し(受付ごとに消毒を実施)
  - キャッシュレス決済の導入
  - その他( )





## 5. 感染者発生に備えた対処方針

(従業員の感染時の対応)

- 従業員の感染が判明した場合、以下の対応を行う。
  - 保健所の指示・調査等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じる。
  - 必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
  - 町長に連絡するものとし、かつ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（辞退・一時停止）届出書（別記第8号様式）により、町長に届出をする。

(利用者の感染時の対応)

- 保健所が行う感染者追跡調査等の結果、感染者が当該施設を利用していたことが判明した場合、以下の対応を行う。
  - 保健所の助言・指示等に誠実かつ積極的に対応・協力して、感染拡大を防止する対策を講じる。
  - 必要に応じ感染の可能性のある営業日など感染拡大防止のための情報を公表する。
  - 町長に連絡するものとし、かつ、酒々井町セーフティ・ゾーン認証（辞退・一時停止）届出書（別記第8号様式）により、町長に届出をする。

(従業員の研修)

- 従業員に対し、感染疑いがある場合は検査結果が判明するまで出勤を控えることなど、感染拡大を防止する上で適切な行動を徹底するための研修機会を提供している。

(★感染リスクの早期把握)

- ★ 認証の必須要件ではありませんが、事業者の自主的な取組としてアピールできる事項です。
- 従業員に対し、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用を促すなど、感染リスクの早期把握に努めている。

(具体的な方法)

  - 従業員に対し、国が提供する濃厚接触通知アプリの利用をルール又は推奨している。
  - その他 ( )